

○東北地方整備局告示第百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年九月十六日

東北地方整備局長 縄田 正

第1 起業者の名称 山形県

第2 事業の種類 山形県立村山特別支援学校及び山形県立山形聾学校共用グラウンド等整備事業

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県山形市大字谷柏元下谷柏字石田前 地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、山形県山形市における「山形県立村山特別支援学校及び山形県立山形聾学校共用グラウンド等整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に関する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

学校教育法第80条において、都道府県は、特別支援学校を設置しなければならない旨規定されていること、山形県は平成25年4月に山形県特別支援学校再編・整備計画を策定し、本件事業に着手していることなどから、起業者である山形県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

**3 法第20条第3号の要件への適合性**

**(1) 得られる公共の利益**

本件事業は、山形県山形市において、山形県立村山特別支援学校（以下「村山

特別支援学校」という。)及び山形県立山形聾学校(以下「山形聾学校」という。)の共用グラウンド(以下「共用グラウンド」という。)等を整備する事業である。

近年、特別支援教育に関する児童生徒等の保護者の理解が進んだことなどにより、山形県内における特別支援学校への入学希望者が急増しており、特に村山特別支援学校への入学希望者が著しく増加している状況にある。

しかしながら、村山特別支援学校は、増加する児童生徒数に対し、創設当時に想定していた施設の収容能力を超える状態となっており、教室不足や施設の狭隘化等の問題が生じ、児童生徒の学習環境に著しい支障をきたしている。

このような状況に対処するため、現在の共用グラウンド敷地内に村山特別支援学校の校舎等の増築(以下「増築事業」という。)を行うとともに、増築事業により失われる共用グラウンド等を新たに整備する本件事業が計画されたものである。

本件事業の完成により、村山特別支援学校の児童生徒数に対応した学習環境が新たに整えられるとともに、山形市を中心とした上山市、天童市、山辺町及び中山町からなる東南村山地域における特別支援教育の中核的な役割を担う基幹学校が整備されることから、山形県における特別支援教育体制の確保及び充実に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が、平成25年9月から同年12月まで任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業地内の土地において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルタニシ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く存在することなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないものの、その周辺に2箇所存在することから、起業者は、山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、村山特別支援学校の児童生徒数に対応した学習環境を確保することを主な目的として、増築事業と一体となって共用グラウンド等を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、特別支援学校施設整備指針（平成23年文部科学省大臣官房文教施設企画部）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、現在の村山特別支援学校及び山形聾学校敷地（以下「学校敷地」という。）の南側隣接地を整備する申請案のほか、学校敷地の西側隣接地を整備する案及び学校敷地の北側隣接地を整備する案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、児童生徒の移動が安全かつ容易であること、造成期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、村山特別支援学校は、教室不足や施設の狭隘化等の問題が生じ、児童生徒の学習環境に著しい支障をきたしていることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

また、山形県特別支援学校知的障がい教育校親の会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県山形市役所